

- 情報監視審査会は、情報監視審査会規程第22条の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされています。
- 報告書は衆議院HP (<http://www.shugiin.go.jp/>) においてもご覧いただけます。

平成28年 年次報告書のポイント

衆議院情報監視審査会

平成29年3月29日

平成28年年次報告書の概要

対象期間等	<ul style="list-style-type: none">・対象期間（平成28年2月1日～平成29年1月31日）、審査会開会数（12回）・特定秘密の提示件数 2省庁、6件（警察庁（1件）、経済産業省（5件））
主な新規事項 （変更点）	<ul style="list-style-type: none">■ 特定課題について行政機関横断的に調査<ul style="list-style-type: none">・行政機関全般に係る3つの課題について、特定課題事項として調査を実施・調査事項：①特定秘密が記録された行政文書（特定秘密文書）不存在問題、②古い行政文書を特定秘密として指定する場合の手続の在り方、③定期点検の在り方■ 参考人（有識者）から報告書についての意見聴取及び質疑<ul style="list-style-type: none">・平成27年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため3名の有識者から意見聴取及び質疑■ 平成27年審査会意見に対する対応状況を政府から聴取し、検証<ul style="list-style-type: none">・関係行政機関から平成27年審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講ずる予定の措置について説明聴取・十分に処置が講じられている事項が認められる一方、いまだ指摘事項に対し、十分な処置が講じられていない事項があり、政府に対し引き続き適切な対応を要求
主な成果	<ul style="list-style-type: none">■ 行政文書不存在の特定秘密について、一定の改善措置<ul style="list-style-type: none">・当審査会の指摘により、指定解除9件、新たに文書作成したもの8件などの改善措置の実施 ⇒行政文書不存在の特定秘密は36件減少し、今後も継続課題として残るのは12件となる見込み■ 審査会の指摘に基づき、政府において改善措置<ul style="list-style-type: none">・平成27年審査会意見（1）に基づき、特定秘密の内容を示す名称を政府が総点検 ⇒計6件（警察庁（1件）、外務省（5件））の指定書を修正・適性評価実施担当者と任用担当者の分離・防衛省の指定管理簿の修正・法務省の不開示情報の開示・独立公文書管理監の検証・監査の改善
政府に対する意見	<ul style="list-style-type: none">■ 6種18件の意見を提示<ul style="list-style-type: none">・調査を通じ、委員間で問題点や改善すべき点として認識が共有できたものについて、政府に改善を要求
今後の調査方針	<ul style="list-style-type: none">■ 平成28年の調査を踏まえ、調査方針（工程表）に基づき調査<ul style="list-style-type: none">・調査方針（工程表）に基づき、引き続き調査の実施を継続し、一層の深化、具体化・通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例を参考とし、引き続き検討

特定秘密の提出・提示の概要

平成28年11月30日、警察庁及び経済産業省から、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

1. 提示を求めた理由

- 警察庁
審査会の調査により作成から30年を超える行政文書を特定秘密として指定している例があり、警察庁からの説明聴取においてもその指定理由が判然としないことから提示を求めることとした。

- 経済産業省
審査会の調査において、経済産業省が指定し、保有している画像情報等について、経済産業省からの説明聴取においてもその保有理由が判然としないことから提示を求めることとした。

2. 提示された特定秘密の概要

- 警察庁
作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書

識別番号	整理番号	指定の年月日
警-13	19-201412-013-3□a-001	平成26年12月26日

- 経済産業省
平成23年から平成27年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの。

識別番号	整理番号	指定の年月日
経-1	14G-201412-001-2ニ-001	平成26年12月26日
経-2	14G-201412-002-2ニ-002	平成26年12月26日
経-3	14G-201412-003-2ニ-003	平成26年12月26日
経-4	14G-201412-004-2ニ-004	平成26年12月26日
官-50	02g-201501-001-2ニ-001	平成27年 1月 1日

3. 主な質疑

- 警察庁
 - ・作成から30年以上が経過している行政文書に記載された古い情報を特定秘密として指定する必要性
 - ・特定秘密に指定される情報収集能力の具体的内容
 - ・特定秘密の指定の際に作成から30年を経過していた特定秘密文書の保有の手続について政府内で議論し、厳格な手続を行う必要性

- 経済産業省及び資源エネルギー庁
 - ・資源エネルギー及び自然災害に関する衛星画像等を保有する目的及び具体的用途
 - ・経済産業省が特定秘密として指定する資源エネルギー関係の画像情報等を資源エネルギー庁が指定及び管理しない理由
 - ・経済産業省及び資源エネルギー庁が特定秘密を他から提供を受ける理由並びに当該特定秘密の具体的範囲、用途及び指定の妥当性 3

年次報告書の構成

はじめに（会長挨拶）

第1 政府に対する意見（調査結果） [1ページ]

- | | | |
|------|-----------------------------------|---------|
| 1 | 政府に対する意見 | [1ページ] |
| 2 | 政府に対する意見の理由及び背景 | [4ページ] |
| [新規] | 3 平成27年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況 | [9ページ] |
| [新規] | 4 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項 | [27ページ] |
| 5 | 今後の調査方針及び課題 | [30ページ] |

第2 調査及び審査の経過 [32ページ]

- | | | |
|---|----|---------|
| 1 | 調査 | [32ページ] |
| 2 | 審査 | [37ページ] |

第3 調査を行った事項 [38ページ]

- | | | |
|------|------------------|----------|
| 1 | 制度全体 | [38ページ] |
| 2 | 特定秘密の提出・提示 | [49ページ] |
| [新規] | 3 特定課題 | [52ページ] |
| 4 | その他個別行政機関に関する事項 | [108ページ] |
| [新規] | 5 適性評価 | [159ページ] |
| [新規] | 6 参考人からの意見聴取及び質疑 | [172ページ] |
| 7 | 調査の方法 | [179ページ] |

参考資料 [185ページ]

- | | | | | |
|------|---------------|----------|------------|----------|
| [新規] | 1 情報監視審査会について | [185ページ] | 5 国会報告の概要 | [212ページ] |
| | 2 海外派遣関係 | [187ページ] | 6 活動経過一覧表 | [218ページ] |
| | 3 関係法規集 | [195ページ] | 7 会長及び委員一覧 | [222ページ] |
| | 4 岩城国務大臣の報告 | [209ページ] | | |

主な新規事項の概要

昨年と比べ、以下の事項について新たに取組を行い、年次報告書に記載しました。

1 特定課題について行政機関横断的に調査

- 行政機関全般に関わる調査項目について、特定課題として省庁横断的に調査

・特定課題事項①：特定秘密文書不存在問題

[概要] 当審査会の調査により、全443件の特定秘密の内、166件について、特定秘密が記録された行政文書が不存在であると認識されたため、関係行政機関に対し、説明を聴取し、質疑

・特定課題事項②：古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方

[概要] 作成から30年以上経過した行政文書が特定秘密に存在していることが判明したため、警察庁に対し、当該行政文書の提示を求め、説明を聴取し、質疑

・特定課題事項③：定期点検の在り方

[概要] 特定秘密保護法の運用基準等で定められている定期点検について、実施状況をはじめとする点検の実態が各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなったため、定期点検に係る書面の提出を求め、質疑

2 平成27年「政府に対する意見」（審査会意見）への対応状況

- 関係行政機関から、平成27年の審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講じる予定の措置について説明を聴取
- 昨年の平成27年年次報告書審査会意見に対する政府の対応状況について整理し、記載

3 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項

- 審査会における各委員からの指摘等により政府において措置を講じた事項についてとりまとめ

4 適性評価関係

- 内閣官房及び関係行政機関から適性評価の実施状況について説明聴取及び質疑

5 参考人（有識者）からの意見聴取及び質疑

- 平成28年5月12日、平成27年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため、3人の有識者から公開で意見を聴取し、質疑
國見昌宏君（元内閣衛星情報センター所長）、中村滋君（前駐マレーシア大使）、三木由希子君（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）
- 年次報告書において、参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等を整理

6 海外派遣資料の追加

- 平成28年9月に行われた欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査の概要を資料に記載

平成27年「政府に対する意見」への政府の対応状況

所見

平成27年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項がある。対応が講じられていないものの中には、対応に時間を要する事項や、更に検討を要する事項も存在しているが、政府に対し引き続き適切な対応を求める。なお、本審査会は、その対応状況について今後も政府にその説明を求め、調査を行っていくものである。

平成27年審査会意見 1

特定秘密の概要等の特定秘密の内容を示す名称（※）について、具体的にどのような内容の文書が含まれるのか等がある程度想起されるよう改めること。

※特定秘密指定管理簿「指定に係る特定秘密の概要」、特定秘密指定書「対象情報」

政府の対応状況（概要）

- 各行政機関の特定秘密の内容を示す名称の記述については、内閣情報調査室による点検により、計6件（警察庁1件、外務省5件）の指定書の記載について修正されることとなった。
- 当該名称の付け方についてある程度統一した方針の策定については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において引き続き検討されている。

平成27年審査会意見 2

特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

政府の対応状況（概要）

- 特定秘密ごとの文書件数は、非開示情報という前提で、全ての関係行政機関より審査会に提出された。
- 指定された特定秘密ごとに特定秘密が記載された文書等の名称の一覧については、内閣情報調査室より、現時点で各行政機関が文書の名称一覧を提出可能な特定秘密の一覧が提出された。また、件数が多数である等の理由から一度に全ての文書の名称一覧を提出することは困難であるとの認識が示されている。なお、審査会からの求めがあれば既に提出した特定秘密が記載された文書等の名称の一覧に限定されるものではないが、時間を要するとの認識が示された。

平成27年「政府に対する意見」への政府の対応状況

平成27年審査会意見 3

各行政機関は、特定秘密文書等の保存期間を当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、特定秘密の指定期間満了前に特定秘密文書等を廃棄する等の場合は内閣府独立公文書管理監に説明すること、また、独立公文書管理監はその運営状況について当審査会に報告することを検討すること。廃棄文書及び廃棄予定文書の内容等を当審査会に報告すること。

政府の対応状況（概要）

- 特定秘密の指定期間中に特定秘密が記載された行政文書が公文書管理法上の保存期間満了により廃棄される場合のチェックについては、独立公文書管理監から、歴史公文書の廃棄の検証・監察は極めて重要な任務であり、引き続き慎重に対応したいと認識が示された。
- 過去1年間に廃棄された文書等及び今後1年以内に廃棄される予定の文書等の件数並びに文書等の名称の提出については、公文書管理法に基づき、行政ファイル単位で報告したいとの認識が示された。

平成27年審査会意見 4

政府は、事前に特定秘密以外の不開示情報の解除等の十分な準備をし、当審査会に出席し、答弁すること。

政府の対応状況（概要）

- 制度を所管する内閣情報調査室及び各関係行政機関からは、当審査会の説明に際しては、事前に十分な準備を行うよう努めたい、誠実に対応したいとの認識が示された。

平成27年審査会意見 5

政府は、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分を除き、積極的な公表・総括的な閲覧等について検討すること。

政府の対応状況（概要）

- 制度を所管する内閣情報調査室から、指定管理簿及び指定書の公開については、諸外国の状況を見ながら、引き続き慎重に検討したいとの認識が示された。

平成27年審査会意見 6

内閣府独立公文書管理監が当審査会に定期的に活動状況を報告することができるよう運用基準の改正等を検討すること。

政府の対応状況（概要）

- 独立公文書管理監の活動状況の審査会への定期的報告について運用基準の改正等を検討することについて、独立公文書管理監からは特段の説明はなく、現時点の考え方として、求めに応じての審査会への報告や1つの検証・監察事項に区切りがついた段階などで随時報告することで対応したいとの認識が示された。

主な成果① [特定課題：特定秘密が記録された行政文書不existence問題]

調査の背景と経緯

- ▶ 特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求め、内閣官房及び各行政機関に対し調査
- ▶ その結果、平成27年12月31日現在で指定されている特定秘密443件のうち、特定秘密文書が不existenceの特定秘密が166件認識
※特定秘密の指定権限を有する20行政機関中、6機関
- ▶ 内閣官房及び指定した特定秘密に係る特定秘密を記録した行政文書が不existenceである行政機関に対し、説明聴取し、質疑を実施

調査結果

- 特定秘密文書不existenceと認識された特定秘密は、およそ6類型に分類（次ページ参照）
- 特定秘密文書不existenceが生じる主な理由
 - 現存してから指定を行う場合、日々入手する情報について、あらかじめ指定をしておいた場合に比べ、決裁手続に時間を要し、その間の情報の保護に隙を生ずることになる。
 - 特定秘密文書には複数の特定秘密が含まれている場合がある。1つの特定秘密文書に複数の特定秘密が記録されている場合、便宜上、代表的な指定に計上している。
 - 特定秘密文書を移管した場合、文書が無くても秘密自体は職員の知識の中にあるので指定を維持する必要がある。
 - 暗号のように行政文書ではなく電子的機器のような物件であるものがある。

主な論点

- ① 個々の特定秘密について十分にその指定の適正性について検証するとともに、事前に特定秘密を指定する必要性について説明責任を果たすべき。
- ② 特定秘密保護法逐条解説において「なお、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報」とある。また、同逐条解説では、適合事業者に武器の試験を行わせる場合の試験結果を例示しているが、特定秘密文書不existenceの類型は多岐にわたり、拡大解釈ではないか。また、このような重要事項について、逐条解説をもって根拠とすることに問題はないか。
- ③ 本来、確実に当該情報が入ることが担保された上で指定を行うべき。
- ④ 職員等の知識（頭）の中にある秘密については、その指定の解除や指定の更新についても、それらを行う際にどのように行っていくか問題がある。

政府の対応

- 質疑を踏まえた政府による措置（指定解除9件、新たに文書を作成したもの8件など）の結果、行政文書不existenceの特定秘密は36件減少する見込み。今後も継続課題として残るのは類型②の12件（文書件数0件全体は130件）になる見込み。（次ページ参照）

(参考) 秘密文書不存在 6 類型の概要

	① あらかじめ (見込み) 指定したもの	② 他機関が保有しているもの	③ 1 つの文書に重複して記録されているもの
概念図	<p>行政機関 指定 特定秘密 情報が未出現 特定秘密情報は無いが、出現する見込み</p>	<p>行政機関 指定 特定秘密 行政機関B (又は事業者) 特定秘密文書 移管等</p>	<p>行政機関 指定 特定秘密A 特定秘密B 特定秘密C 特定秘密文書 特定秘密A,B,Cが含まれている場合、代表的なAでカウント</p>
件数等	5 行政機関15件⇒ [政府による措置後] 0 件	2 行政機関13件⇒ [政府による措置後] 12 件	3 行政機関27件⇒ [変更事項無し]
概要	具体的な情報の出現前にあらかじめ指定したが、具体的な情報が未出現のもの	自らは行政文書等を保有していないが、他の行政機関又は事業者文書があるもの	複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密のみ文書数を計上しているもの
例	開発及び人的情報源等	他の行政機関から提供を受けたが廃棄したもの等	衛星関係等

	④ 情報が知識 (頭の中) として存在しているもの	⑤ 物件が存在しているもの	⑥ その他
概念図	<p>行政機関 指定 特定秘密 秘密情報</p>	<p>行政機関 指定 特定秘密</p>	
件数等	2 行政機関10件⇒ [政府による措置後] 0 件	1 行政機関91件⇒ [変更事項無し]	1 行政機関10件⇒ [計上の変更] 0 件
概要	行政文書も物件もないが、具体的な情報が (職員等の知識として存在するもの)	行政文書がなく、特定秘密を記録・化体する物件のみが存在するもの	文書数の計上基準が異なっていたため、再集計の結果、実際には行政文書が存在していたもの
例	文書等を期限の関係から廃棄及び他の行政機関に移管したもの等	暗号等	従来から特定秘密を記録する行政文書が存在

主な成果②（情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項）

- 審査会における各委員からの指摘等により政府において下記の措置が講じられた。

審査会における指摘事項

① 適性評価実施担当者と人事担当者が同一人である場合、適性評価の実施結果が人事評価及び任用に影響するおそれがある。適性評価実施担当者と人事担当者は分けるべきではないか。

② 防衛省の指定書の指定に係る情報には、当該特定秘密の対象となる期間が明記されているが、指定管理簿には当該期間が明記されていないため、指定管理簿にも指定書に合わせて期間を明記すべき。

③ 特定秘密管理者の官職を不開示とすることに合点がいかない。当該事項を不開示としている法務省において再度検討してもらいたい。

④ 特定秘密文書が不存在の特定秘密の在り方について、審査会において種々指摘を行い政府に措置を求めた。※ 8～9 頁参照

⑤ 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）について、政府として総点検を行い、早急に改めること。
（平成27年「政府に対する意見」への政府の対応状況（6 頁）再掲）

⑥ 独立公文書管理監は、実際の調査に当たっては特定秘密文書自体を直接確認した上で検証・監察を行うべきだ。

政府において措置を講じた事項

✓ 適性評価実施担当者が人事評価及び任用にもかかわっていた警察庁及び防衛省で、適性評価の実施事務を担当する課長補佐級以下の担当者につき、人事評価及び任用に直接関与しないこととした。
✓ 内閣官房から、関係行政機関に対し、当該事項に関する事務連絡を発出し、趣旨の徹底

✓ 指摘を踏まえ、指定管理簿にも期間を明記

✓ 改めて法務省内で検討し、これまでの運用を改め、「当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」の記載を開示するという取扱いに変更

✓ 審査会から問題があると指摘されたものに対し、一定の措置が図られることとなった。※ 8～9 頁参照

✓ 全行政機関の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、点検を実施し、その結果、計 6 件の指定書について修正が必要だと考えられる記載が発見された。当該指定書を所管する警察庁（1 件）及び外務省（5 件）は修正を行った。

✓ 文書自体を直接確認することの重要性を改めて認識し、本年度実施中の検証、監察においては、これを念頭に置きながら、従来より積極的な姿勢で文書を確認した。（独立公文書管理監答弁）

政府に対する意見（調査結果）のポイント

(1) 行政文書不existence問題

主な理由・背景

- ▶ 当審査会の調査により、全443件指定中、166件において特定秘密文書が不existence
- ▶ 情報の不existenceや文書作成が可能であるにも関わらず文書を作成していない特定秘密が存在
- ▶ 特定秘密が出現する蓋然性が極めて低いものを特定秘密として「あらかじめ」指定している。
- ▶ 行政文書は無いが担当者の記憶、知識としてのみ情報がある特定秘密が存在している。

審査会意見

- ① 行政文書が不existenceの特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
- ② 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行い、指定後においても、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。
- ③ 特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。
- ④ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。

(2) 作成から30年を超える特定秘密行政文書関係

主な理由・背景

- ▶ 作成から30年を超える特定秘密文書が存在している。
- ▶ 厳格な手続を経ることなく、超長期に渡り特定秘密文書が存在し続けることになる。

審査会意見

- ① 作成から30年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。
- ② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。

政府に対する意見（調査結果）のポイント

(3) 政府における定期点検、内部監査関係

主な理由・背景

- ▶ 複数省庁から定期点検の記録である「指定理由点検記録簿」の提出を受けたところ、その内容は極めて簡素なものであり、どのような観点で点検を実施し、それに何が適合していたのかといった具体的な記述に乏しいものであった。

審査会意見

- 内閣情報調査室は、政府における指定理由に係る定期点検、内部監査等に関する事項（是正した事項、実施状況及び特定秘密の指定解除）について、当審査会に報告するとともに、公表すること。

(4) 特定秘密の指定の在り方関係

主な理由・背景

- ▶ 資源エネルギー庁が政策上必要とする情報を経済産業省が指定し、保有するとの取扱いについて、納得できる合理的理由が認められない。

審査会意見

- 経済産業省が指定する4件の特定秘密は、いずれも資源エネルギー庁のみが政策上必要とする情報とも考えられることから、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討すること。

今後の調査方針

- 平成28年の審査会における調査を受け、以下の事項について引き続き調査を行う。

調査を継続

- 平成28年の調査において未解決事項
- 国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示の在り方
- 外務省等の特定秘密の指定の在り方
- 適性評価

引き続き提出を求めるもの

- 過去1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等の件数・文書等の名称
- 特定秘密文書等管理簿
⇒有識者からの指摘も踏まえ、現地調査の可能性も検討

その他

- 本年次報告書及び当審査会の活動に対する有識者からの意見聴取
⇒今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考にする。
- 特定課題についても海外事例などを参考に引き続き検討

- **調査方針（工程表）に基づき、引き続き実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図る。（次頁参照）**

今後の調査方針（工程表）

平成29年

3月

12月

<p>全体の動き (特定秘密の 提出・提示)</p>	<p>■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 ①特定秘密指定管理簿の受領、②指定書等補足資料受領、 ③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称及び廃棄理由 ④審査会意見に対する対応</p>		
<p>特定秘密を含む 不開示情報の 提出・提示</p>	<p>■ 外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続） ■ 内閣官房と他省庁との情報協力・提供の在り方（法務省） ■ 特定秘密文書等管理簿の閲覧（外務省、防衛省、総務省、警察庁等）</p>		
<p>独立公文書 管理監</p>	<p>■ 総理報告 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表</p>	<p>■ 報告について 説明聴取・質疑</p>	<p>■ 定期的な活動状況報告及び質疑</p>
<p>適性評価</p>	<p>■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑</p>		
<p>年次報告書の 作成</p>	<p>■ 報告書決議</p>	<p>⇒ ■ 有識者等からのレビュー (参考人質疑)</p>	<p>⇒ ■ 次年度報告書へ反映 ■ 随時報告書について議論</p>
<p>主な課題 (特定秘密の 提出・提示)</p>	<p>■ 個別省庁 ・ 国家安全保障会議（NSC）等 – 4大臣会合の議事録及び谷内国家安全保障局長の会談録の検証（継続） ・ 海上保安庁 – 海上保安庁が行った情報協力業務の検証（継続） ■ 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り – 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄 – 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化） – サードパーティールールの検証 ■ 特定課題について議論</p>		

※ 上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。